

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件名 豊平区月寒公園ほか緊急貯水槽遮断弁定期点検業務No.7-6403
- 2 業者名 株式会社 クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由

本業務は、緊急貯水槽に設置している緊急遮断弁の点検整備を行うものである。緊急遮断弁は、緊急貯水槽として機能するために必要不可欠な設備であり、緊急時において確実に作動するよう点検整備を実施する必要がある。

本業務の対象機器は、上記業者が開発したものであり、専用部品や点検整備に必要な技術資料は開発業者の仕様となっており、一般に公開していない。

以上のことから、上記業者は当該業務を的確に行える唯一の業者であるため特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名

高区配水施設直流電源設備精密点検業務

2 事業者名

(株) 北海道ジーエス・ユアササービス

3 特定理由

本点検業務は、直流電源設備の経年劣化に対する予防保全、及び適正機能維持を目的として行う業務である。既設直流電源設備及び整流器の点検・調整・良否判断は機器独自の設計データが必要で、設備の性能を確保するための点検は製造元以外では不可能である。

標記業者は、製造元である(株)GSユアサから保守点検・修理の業務を移管されており、上記の履行条件を満たす唯一の事業者である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

【特定調達契約の場合】

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第___号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改訂について（令和6年3月22日）」に定められる。